



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働五〇）

〔告 示〕

○銀行法第五十二条の六十二第一項の指定を受けて紛争解決等業務を行う者の名称の変更に関する件
（金融庁三九）

○情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録に関する件
（総務一五五）

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務一八三）

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件
（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一〇）

○保安林の指定をする件
（農林水産七七七・七九二）

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
（国土交通三九四）

○砂防法第二条の土地を指定する件
（同三九五）

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件
（防衛八七、八八）

○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件
（関東地方整備局二二七）

○都市計画に関する件
（近畿地方整備局一五二）

○道路に関する件
（四国地方整備局四一、四二）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 国税庁 文部科学省 文化庁
海上保安庁

〔官庁報告〕

官庁事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示

（瀬戸内海広域漁業調整委員会）

労働

争議行為の通知の公表について
（厚生労働省）

国家試験

東日本大震災の被災地域等の受験希望者に対する平成二十三年度外務省専門職員採用試験の受験手続に関する特例の公告（外務省）

〔資料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係

特殊法人等

総務省共済組合定款の一部変更関係
会社その他

省 令

○厚生労働省令第五十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年四月十四日

厚生労働大臣 細川 律夫

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令
薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第五十一号を第六十号とし、第五十号を第五十九号とし、第四十九号を第五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。
五十八 「一（二）モルフォリノエチル」

「一（三）インドール」
「一（四）メタノン及びその塩類」
第一条中第四十八号を第五十六号とし、第四十七号を第五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十五 「一（四）メトキシフェニル」
「（メチルアミノ）プロパン」
「一（五）メチルアミン」
第一条中第四十六号を第五十三号とし、第四十五号を第五十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十二 「一（四）メトキシナフタレン」
「一（五）ベンチル」
「一（六）インドール」
「一（七）メタノン及びその塩類」
第一条中第四十四号を第五十号とし、第三十九号から第四十三号までを六号ずつ繰り下げ、第三十八号を第四十一号とし、同号の次に次の三号を加える。

四十二 「（四）メチルナフタレン」
「（五）ベンチル」
「（六）インドール」
「（七）メタノン及びその塩類」

（一）ベンチル
（二）インドール
（三）メタノン及びその塩類

四十三 (二)ニメチルフェニル (一)ニ
(一)ニベンチル (一)ニベンチル (一)ニ
ル (一)ニベンチル (一)ニベンチル (一)ニ
エタン (一)ニベンチル (一)ニベンチル (一)ニ
四十四 (二)ニメチル (一)ニベンチル (一)ニ
インドール (一)ニベンチル (一)ニベンチル (一)ニ
メタン (一)ニベンチル (一)ニベンチル (一)ニ
ル (一)ニベンチル (一)ニベンチル (一)ニ
第一条第三十七号を第四十号とし、第三十四
号から第三十六号までを三号ずつ繰り下げ、第三
十三号を第三十五号とし、同号の次に次の一号を
加える。
三十六 (一)ニフルオロフェニル (一)ニ
(メチルアミ) プロパン (一)ニベンチル (一)ニ
の塩類
第一条第三十二号を第三十四号とし、第十六
号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十
五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加え
る。
十七 (一)ニエチル (一)ニベンチル (一)ニ
(一)ニベンチル (一)ニベンチル (一)ニ
パン (一)ニベンチル (一)ニベンチル (一)ニ
第一条第三十四号を第三十五号とし、第八号から
第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に
次の一号を加える。
八 (一)ニイソプロピル (一)ニベンチル (一)ニ
(一)ニベンチル (一)ニベンチル (一)ニ
二 (一)ニベンチル (一)ニベンチル (一)ニ
ニ (一)ニベンチル (一)ニベンチル (一)ニ
の塩類
この省令は、公布の日から起算して三十日を経
過した日から施行する。

〇金融庁告示第三十九号
銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号) 第五十
二条の七十八第一項の規定に基づき、同法第五十
二条の六十二第二項の規定により紛争解決等業務
を行う者として指定した全国銀行協会から名称の
変更の届出があったので、同法第五十二條の七十
八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十三年四月十四日
金融庁長官 三國谷勝範
一 変更前の名称 全国銀行協会
二 変更後の名称 一般社団法人全国銀行協会
三 変更の年月日 平成二十三年四月一日

告 示

〇総務省告示第百五十五号
情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登
録規程 (昭和六十二年郵政省告示第七十四号。以
下「規程」という。) 第十條第三項において準用す
る規程第八條第一項の規定に基づき、平成二十三
年三月二十二日付けをもつて次のとおり登録を更
新したので、規程第十條第三項において準用する
規程第八條第一項の規定に基づき告示する。
平成二十三年四月十四日
総務大臣 片山 善博
登録番号及び登
録年月日 平成十七年三月二十九日
名称及び住所並
びに代表者の氏
名 株式会社インテック
富山県富山市牛島新町五一五
代表取締役社長 金岡 克己
Acetelnet
情報通信ネット
ワークの名称
登録の種類 総合種
登録の有効期間 平成二十六年三月二十八日
満了の年月日
〇法務省告示第百八十三号
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律
(平成十六年法律第五十一号) 第五條の規定に
基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の
認証をしたので、同法第十一條第一項の規定に基
づき、公示する。
平成二十三年四月十四日
法務大臣 江田 五月
認定紛争解決事業者の名称及び住所
福岡県井ノ上会
福岡市中央区城内一番一号
認定年月日
平成二十三年三月二十九日
〇農林水産省、厚生労働省、告示第十号
環境省、経済産業省、告示第十号
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等
に関する法律 (平成七年法律第百二十二号) 第二條
第六項の規定に基づき、平成二十三年四月一日付
けをもつて主務大臣が指定する施設を次のように
指定したので、告示する。
平成二十三年四月十四日
財務大臣 野田 佳彦
農林水産大臣 細川 律夫
厚生労働大臣 鹿野 道彦
環境大臣 松本 龍

(次のよう)は、省略し、その関係書類を環境
省大臣官房環境部・リサイクル対策部企画課リサ
イクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサ
イクル推進室、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、
厚生労働省医政局経済課及び農林水産省総合食料
局食品産業企画課食品環境対策室に備え置いて縦
覧に供する。
〇農林水産省告示第七十七号
森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第
二十五條第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
平成二十三年四月十四日
農林水産大臣 鹿野 道彦
一 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字
色見字阿蘇岳三四二二 (次の図に示す部分に限
る。)
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施設要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を熊本県庁及び高森町役場に
備え置いて縦覧に供する。
〇農林水産省告示第七十八号
森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第
二十五條第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
平成二十三年四月十四日
農林水産大臣 鹿野 道彦
一 保安林の所在場所 岡山県津山市吉見字金月
五五四、五五六の一、五五六の二、五五七から
五五八まで、五五九の一、五五九の二、五五九
五五九、五五九、五五九、五五九、五五九、五五九
の一から一五六一の三まで、一五六一、一五六一
八、字ナサザ一五〇、一五二二、字ハイズ
リ一五四の二から一五四の七まで、一五一
四の一から一五四の一四まで、一五一四の
一六、一五一四の一七、一五一四の二〇、一五
一四の二三から一五一四の二七まで、一五二二

の二から一五二二の六まで、一五二二の一、
一五二二の二、一五二二の一七から一五二二
の二四まで、字長尾一五二五、一五二六
指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施設要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並に植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に
備え置いて縦覧に供する。
〇農林水産省告示第七十九号
森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第
二十五條第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
平成二十三年四月十四日
農林水産大臣 鹿野 道彦
一 保安林の所在場所 岡山県美作市野原字長井
三九九の一、四〇〇
指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施設要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を岡山県庁及び美作市役所に
備え置いて縦覧に供する。

〇農林水産省告示第七十九号
森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第
二十五條第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
平成二十三年四月十四日
農林水産大臣 鹿野 道彦
一 保安林の所在場所 岡山県美作市野原字長井
三九九の一、四〇〇
指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施設要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の
ものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を岡山県庁及び美作市役所に
備え置いて縦覧に供する。